

事業継続管理体制整備の件

定款第29条第1項第2号の定めに従い、事業継続計画基本規程の策定について承認を求めると共に、同規程に基づきBCM委員会を設置し、同委員会の委員長の選定を求める。

事業継続計画基本規程(案)

第1条 事業継続計画(BCP)基本規程は、人命を最優先とし、事業継続管理(BCM)のフレームワークを構築することにより、JPNICにおける業務の継続性の確保を図ることを目的とする。

第2条 BCPの基本方針は次の通りである。

- (1) 職員及び関係者の安全確保
- (2) JPNICが果たすレジストリ機能の継続
- (3) 資産の保全

第3条 BCM体制は以下とする。

- (1) 事務局長をリスク管理責任者とする。
- (2) 事務局各部門より、リスク管理担当者を選任する。
- (3) 管理部門担当理事、情報セキュリティ担当理事、広報担当理事、リスク管理責任者、リスク管理担当者によりBCM活動実施のための各種検討を行うBCM委員会を構成する。BCM委員会の委員長は理事会において理事から選任する。

第4条 BCM委員会は以下の活動を行う。

- (1) 平常時；リスク情報収集、判断。事前予防措置。教育、啓蒙。本規程の見直し、改正の発議。
- (2) 緊急時；安全確保、安否確認。事業への影響把握、必要な措置。

活動報告は適宜理事会に委員長から行う。

第5条 この規程は、BCM委員会の議決により発議し、理事会の承認を経て改正することができる。またBCM活動に必要な規則等は別途定め、委員会で承認する。また運用手続き等は事務局で策定し、実施することとする。

第6条 本規程の適用開始日は2022年5月18日とする。

(ご参考)

BCP と BCM の関係について
(内閣府「事業継続ガイドライン」より)

